

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年1月15日
(平成27年12月受付分)



平成27年12月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計9件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆スマホのアダルトサイト請求画面が消えない！

事例：

高校生の息子がスマートフォンでアダルト動画を検索し、「無料」と表示された動画を選択した。「20歳以上ですか」という画面で「はい」を選ぶと、突然会員登録になり「10万円をお支払いください」と表示された。あわてて業者に電話をして生年月日や自宅の電話番号を伝えてしまった。請求画面はまだ消えていない。



(高校生<男性>の母親からの相談)

📌 アドバイス

- アダルトサイトにアクセスしてしまい、請求画面が消えなくなっても、あわてて業者に連絡したり、お金を支払ったりしてはいけません。
- アダルトサイトで出る「無料」という表示は、消費者にアクセスさせるための手口として多く見られます。安易に「はい」を選択したり、アプリのダウンロードを行ったりしないようにしましょう。
- 困ったときには親や信頼できる大人に相談するとともに、消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。請求画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のホームページが参考になります。

*「スマートフォンでのワンクリック請求の新しい手口にご用心」(独立行政法人情報処理推進機構 (IPA))

<https://www.ipa.go.jp/security/txt/2015/04outline.html>

((3)請求画面が表示されても慌てずに対処を)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第95号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
13	中学生の娘がSNSのやり取りで声優の仕事を勧められている。業者の信用性はどうか。
15	高校生の娘が、スマホをさわっていて、画像をタップした途端、アダルトサイトに登録になった。今後、どう対応したらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時 (祝日、年末年始は除く)